

令和8年3月

熊本市  
空き家管理事業者紹介制度  
登録申請マニュアル  
(事業者向け)

# 目次

## 1. 空き家管理事業者制度について

- ・ [制度概要](#)
- ・ [本制度を利用できる事業者](#)
- ・ [登録の有効期間](#)
- ・ [空き家所有者との契約について](#)
- ・ [年間契約数等の報告について](#)
- ・ [登録名簿に登録する事業者のホームページや SNS 等について](#)

## 2. 登録申請

- ・ [登録申請手続き](#)
- ・ [申請方法](#)
- ・ [各提出書類の注意事項①～⑥](#)
- ・ [各提出書類の注意事項 I、II（家財の処分も行う場合）](#)
- ・ [審査について](#)

## 3. 公表方法

- ・ [登録名簿の公表について](#)

# 1. 空き家管理事業者紹介制度について

## ❖ 制度概要

管理不全な空き家の発生を抑制すると共に、空き家を良質な住宅として市場に流通させることで良好な住環境の確保を図ることを目的とし、高齢者や遠方に居住している等、直接ご自身で空き家の管理をすることが難しい方へ、空き家管理代行業務を行う管理事業者を紹介する制度です。

空き家を管理していただける事業者を「熊本市空き家管理事業者登録名簿」（以下、登録名簿とする。）に登録し、市のホームページで公開したり、相談があった空き家所有者等へご紹介します。なお、登録名簿を用いて、特定の事業者の斡旋や紹介は行いません。



## ❖ 本制度を利用できる事業者

申請者になれる事業者は「熊本市空き家管理事業者紹介制度実施要綱（以下、要綱とする。）」**第3条に掲げる要件をすべて満たす事業者**です。

<熊本市空き家管理事業者紹介制度実施要綱第3条>

空き家管理事業者として本制度を利用できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 次のア～ウのいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 自らが行う空き家の管理業務について、パンフレット、ホームページ又は SNS 等により広報を行うことができる者

(4) 空き家の管理業務の報告を所有者等へ行うことができる者

(5) 熊本市における空き家の管理業務の年間契約件数等の報告を市長へ行うことができる者

(6) 空き家の管理業務と併せて家財の処分も行う事業者（家財の処分のみを行う事業者を除く）にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可又は古物営業法第3条の規定による許可を受けている者（ただし、古物商の許可のみを受けている者にあつては、一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者を所有者等へ紹介又は斡旋することができる者）

#### ❖登録の有効期間

登録には有効期間があり、継続を希望する場合は2年ごとに更新の手続きが必要です。有効期間は名簿登録決定日から2年後の日が属する年度の末日までです。

有効期間が満了する日までの1ヵ月間に「熊本市空き家管理事業者登録更新申請書」を提出してください。

例) 2020年11月に名簿登録決定 ⇒ 2023年3月中に更新手続き

#### ❖空き家所有者との契約について

空き家管理業務の契約内容（金額や業務内容等）については、市は一切関与しません。空き家管理事業者と空き家所有者等の両方で決定し実施していただきます。

#### ❖年間契約件数等の報告について

本制度の効果等を把握するため、年度ごとに、熊本市における空き家の管理業務の年間契約件数等（本制度の利用の有無にかかわらず）の報告をお願いすることがございます。事前にご了承ください。

#### ❖登録名簿に掲載する事業者のホームページ、SNS等について

申請された事業者のホームページやSNSは、登録名簿にリンクを設定し、直接リンク先へ飛ぶようにしますので、空き家管理業務を行っていることについてアドレス先に必ず記載してください。

事業者のホームページやSNS上に、空き家管理業務についての記載がない場合、ご覧になった空き家所有者がご利用を控えるおそれがあります。

## 2. 登録申請

### ❖ 登録申請手続き

新しく登録申請する場合は、熊本市に以下の書類、全ての提出が必要です。

- ① 熊本市空き家管理事業者登録申請書（様式1号）
- ② 誓約書兼同意書（様式2号）
- ③ 役員等名簿及び照会承諾書（様式3号）

なお、管理業務として家財の処分も行う事業者の場合は、次のⅠ、Ⅱのいずれかの提出が必要です。

- I. 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
- II. 古物商許可証の写し

また、登録内容の確認のために別途資料の提出もしくは提示を求める場合がございます。

### ❖ 申請方法

電子申請サービス（LoGo フォーム）、郵送または空家対策課窓口に提出してください。

#### ➤ 電子申請サービス（LoGo フォーム）の場合

必要書類を電子添付し、ご申請ください。添付する資料は、スマホで撮った写真データでも可能ですが、印刷時に不鮮明な場合は再提出をお願いする場合があります。

#### 電子申請アドレス

<https://logoform.jp/f/biHBP>



#### ➤ 郵送の場合

申請書類に不足・修正等があった場合は、追加で書類等の郵送が必要になることを、あらかじめご了承下さい。受取日は投函日ではなく、書類が届いた日となります。

#### 郵送先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市 空家対策課宛

#### ➤ 持参の場合

担当職員が不在の場合もあるため、事前にご連絡くださいますようお願いいたします。

#### 受付窓口

熊本市 空家対策課（本庁舎9階）  
TEL：096-328-2514  
受付時間：8：30～11：30 / 13：00～16：45

## ❖各提出書類の注意事項①～④

### ① 熊本市空き家管理事業者登録申請書（様式1号）

登録内容について確認します。

- 申請書に押印は不要です。
- 申請者

申請者になれるのは（1）～（6）に掲げる要件をすべて満たす事業者です。

- (1) 次のア～ウのいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団
  - イ 暴力団員
  - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 自らが行う空き家の管理業務について、パンフレット、ホームページ又は SNS 等により広報を行うことができること
- (4) 空き家の管理業務の報告を所有者等へ行うことができること
- (5) 熊本市における空き家の管理業務の年間契約件数等の報告を市長へ行うことができること
- (6) 空き家の管理業務と併せて家財の処分も行う事業者（家財の処分のみを行う事業者を除く）の場合は次のア、イのいずれかを満たすこと
  - ア 一般廃棄物収集運搬業許可を受けていること
  - イ 古物証許可証を持ち、一般廃棄物収集運搬業許可を持つ者を所有者等へ紹介又は斡旋することができる者

- 申請内容

#### ■事業者の名称・所在地

事業者の名称・所在地は正式なものをご記入ください。

#### ■連絡先

連絡の取れる団体の窓口の連絡先をご記入ください。

利用者が空き家管理サービスの内容について分かるような、ホームページや SNS の連絡先をご記入ください。

#### ■対象区域

実施可能な区域に○を付けてください。

#### ■空き家管理業務

項目のうち、実施可能な業務内容に○を付けてください。「その他」については、上記項目以外の業務について具体的にご記入ください。

記入例

様式第1号（第4条関係）

2020年 11月 24日

熊本市空き家管理事業者登録申請書

（宛先）熊本市長（宛）

<申請者>

所在地	〒 862 - 〇〇〇〇 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号
事業者の名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃくまもとあきやかんりさーびす
	株式会社くまもと空き家管理サービス
代表者氏名	(ふりがな) くまもと たろう
	熊本 太郎

熊本市空き家管理事業者紹介制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

<申請内容>

事業者の名称		株式会社くまもと空き家管理サービス
所在地		熊本県熊本市中央区手取本町1番1号
連絡先	電話番号	096-328-2514
	電子メールアドレス	akiyataisaku@kumamoto.lg.jp
	ホームページアドレス	https://www.city.kumamoto.ho/default.aspx
業務を実施する対象の区域 (複数回答可)		中央区 東区 西区 南区 北区
空き家管理業務 (実施可能な業務に○印)	実施可能	空き家管理業務内容
	<input type="radio"/>	外観の点検
	<input type="radio"/>	家屋の通風
	<input type="radio"/>	水道の通水
	<input type="radio"/>	敷地内・家屋の清掃
	<input type="radio"/>	雨漏りの確認
	<input type="radio"/>	庭木の剪定
	<input type="radio"/>	除草（庭等の草取り）
	<input type="radio"/>	家財の処分 収集運搬業者 □自社 ■自社以外の一般廃棄物収集運搬許可業者
	<input type="radio"/>	その他（郵便物の転送）

添付資料

- 1 誓約書（様式第2号）
- 2 役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号）
- 3 要綱第3条第1項第6号に規定する許可証の写し ※1
- 4 市税の滞納がないことの証明書

※1…空き家の管理業務と併せて家財の処分を行わない場合は不要。

## ② 誓約書兼同意書（様式2号）

空き家管理業務を行う上で、本制度の目的に反した行為を行わないよう誓約及び同意していただきます。該当する行為または疑われる行為を行った場合、登録を抹消するおそれがありますのでご注意ください。

- 申請書に押印は不要です。
- 所在地、団体名、代表者氏名は①「熊本市空き家管理事業者登録申請書」（様式1号）に記載した申請者と同一な内容を記入してください。

記入例

様式第2号（第4条関係）

誓約書兼同意書  
（登録申請用）

（宛先）熊本市長（宛）

当事業所は、熊本市空き家管理事業者登録申請を行うにあたり、熊本市空き家管理事業者紹介制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の目的等を理解し、下記について誓約します。

記

- 1 当事業所は、要綱第3条の規定に基づく要件をすべて満足しています。
- 2 空き家の管理業務を行う上で、次のいずれかに該当する行為又は疑われる行為はいたしません。
  - (1) 所有者等に対する虚偽又は悪質な勧誘行為
  - (2) 強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示行為
  - (3) 不要な業務の強要や、故意に見積りの金額等を偽る行為
  - (4) 著しく不適当な料金設定行為
  - (5) 著しく不適当な業務遂行行為
  - (6) 所有者等からの苦情等に対する不誠実な行為
- 3 所有者等から得られた個人情報の取扱いについて十分配慮するものとし、個人情報を不正に利用し、又は外部に提供するようなことはいたしません。
- 4 市税について滞納がないことを誓約します。また、当該事実の確認のため、熊本市納税課へ照会することに同意します。

2026年 3月 26日

所在地 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号

事業者 株式会社くまもと空き家管理サービス

代表者氏名 熊本 太郎

### ③ 役員等名簿及び照会承諾書（様式3号）

役員等に要綱第3条第1項1号に規定する暴力団関係者がいないか、熊本県警に照会を掛けるため、名簿を提出してください。

- 申請書に押印は不要です。
- 住所、商号又は名称、代表者氏名は①「熊本市空き家管理事業者登録申請書」（様式1号）に記載した申請者と同一な内容を記入してください。
- この書面には、次の（1）～（9）に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。

（1）株式会社(特例有限会社を含む)については、取締役(代表取締役を含む)及び執行役(代表執行役を含む)

（2）合名会社又は合同会社については、社員

（3）合資会社については、無限責任社員

（4）一般社団法人又は一般財団法人については、理事(代表理事を含む)。

一般財団法人については、これに加えて評議員

(※ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第42条第1項に規定する「特例社団法人」又は「特例財団法人」にあつては、理事。特例財団法人が整備法第91条の規定により評議員を置いた場合は、これに加えて評議員)

（5）（1）から（4）までに掲げる法人以外の法人については、（1）から（4）までに掲げる役職に相当する地位にある者

（6）法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者

（7）個人については、その者

（8）次に該当する場合は、（1）から（7）に掲げる者のほか、次の者

ア 支配人をおく場合は、支配人

イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者

（9）当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、（1）から（8）までに掲げる者のほか、管財人

- 名簿に掲載する者全員に同意を得て記載してください。

記入例

様式第3号（第4条関係）

役員等名簿及び照会承諾書

（宛先）熊本市長（宛）

住所 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号  
 商号又は名称 株式会社くまもと空き家管理サービス  
 代表者 熊本 太郎

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本市暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団員等に該当するか否かに関し熊本県警察本部に照会することを承諾します。

役職	ふりがな 氏名	住所	生年月日	性別
代表 取締役	くまもと たろう	熊本県熊本市中央区手取本町1番1号	S54.01.01	男
	熊本 太郎			
取締役	くまもと はなこ	熊本県熊本市中央区手取本町1番1号	S30.8.15	女
	熊本 花子			

※記載する前に、裏面の注意事項をお読みください。

❖各提出書類の注意事項Ⅰ、Ⅱ（家財の処分も行う場合）

空き家管理業務として家財の処分も行う場合、以下のⅠ、Ⅱのいずれかの提出が必要です。各許可をお持ちでない場合、登録申請を却下する恐れがあります。

I. 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

空き家の管理業務と併せて家財の処分も行う事業者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けているかを確認します。

➤ 事業者名、有効期限を確認します。

原本例

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号  
名 称 株式会社くまもと空き家管理サービス  
代表者氏名 代表取締役 熊本 太郎

法第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業者として次のとおり許可したことを証します。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

熊本市長

許可番号 第 一 号

許可業種及び許可品目(事業の範囲)

事業区分	品 目
収集運搬業	ごみ（事業ごみと臨時の家庭ごみ）以下余白

許可の期限 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

収集の区域 熊本市内

許可の条件 法第7条第11項に定める生活環境の保全上の条件は裏面のとおりに。

## II. 古物商許可証の写し

空き家の管理業務と併せて家財の処分も行う事業者が、古物営業法第3条の規定による許可を受けているか確認します。

- 事業者名を確認します。
- 所有者等が家財の廃棄処分を希望する場合は、一般廃棄物収集運搬業許可を受けた事業者を紹介又は斡旋し、適切に家財の処分ができるようにしてください。

### ❖ 審査について

県警への照会期間があるため、申請書を提出した時点から審査完了まで2~3週間かかります。審査完了次第、熊本市より、「熊本市空き家管理事業者登録決定通知書」もしくは「熊本市空き家管理事業者登録申請却下通知書」を送付します。

- 通知書に記載してある登録内容について、間違いがないか再度ご確認ください。
- 今後、登録内容を変更する場合は、変更申請を行ってください。
- 今後、名簿から登録の抹消を希望する場合は、抹消申請を行ってください。

### 3. 公表方法

#### ❖ 登録名簿の公表について

下記の「熊本市空き家管理事業者登録名簿」を市のホームページで公開します。  
 空き家相談窓口の案内等、空き家関連情報のホームページ記事にも参考としてご紹介します。  
 また、空家対策課の窓口を設置し、市民からご相談があった場合は名簿を用いてご紹介します。  
 登録名簿を用いて、特定の事業者の斡旋や紹介は行いません。

名簿の更新は毎月第2週末を申請〆切とし、翌月の初めに公開を行います。

(別表1) 【〇.〇.〇更新】

**熊本市空き家管理事業者登録名簿**  
(熊本市空き家管理事業者紹介制度実施要綱第5条第2項の規定による)

※掲載は管理事業者登録順

登録番号	事業者名及び所在地	連絡先 (TEL/E-mail)	ホームページ	サービスの内容										業務区域	
				外観の点検	家屋の通風	水道の通水	敷地内・家屋の清掃	雨漏りの確認	庭木の剪定	除草(庭等の草刈り)	家財の処分	その他業務内容			
1	株式会社 ●●● ●●●区●●●町●●●番●●号	TEL 096-328-●●● メール ●●●@gmail.com			○	○	○	○	○	○	○	○	○	ハウスクリーニング リフォーム・買取 エアコン関係・解体 売却・遺品整理 その他	市内全域
2															
3															
4															
5															

【注意事項】

- ※本名簿は情報提供であり、事業者の決定は所有者で行ってください。熊本市が事業者の斡旋・指定等するものではありません。
- ※空き家管理サービスの内容及び費用については事業者によって異なりますので、各事業者に直接お問い合わせください。
- ※家財の処分サービスは、事業者によっては、自社で家財処分を行う場合と自社以外の処分業者へ紹介・斡旋を行う場合があります。
- ※発注者と登録事業者との契約については、熊本市は一切関与いたしません。
- ※契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決してください。
- ※事業者の追加等がある場合、月始めに名簿の更新を行います。